



反刻

祝詞略解

久保季茲著



特別
イ 4
3163
167(1)



書
14
3163
167(1)

祝詞畧解序

延喜式ある祝詞の卷の無上尊き御書みる事ハ。縣居翁の早
く宣ひし如し。其解も大人の祝詞考ぞ世に優れたりける。然
れど今より讀見るに。如何ぞや思ゆる説の無きはし。もあら
ず。本居大人の大祓詞後釋。出雲國造神壽言後釋など。最愛た
けれど。只此二詞のみにて。其餘の祝詞ハ所々解給へるのみ
か。祖父翁の古史傳。其餘の書に引出て解きたるも有きど。
全詞乃解ハあらざ。ひとり鈴木重胤の祝詞講義也。全ハ解に
ハ有ける。然ハあまきども其解委たに過て。用なき事多く。初學
の爲には中々の惑ひとある事のあるのみあらざ。其解説も
師説を始め。人々の説と自説の如く記せるかどあまて。快
らぬ書か。さきを祝詞の解乃初學の爲に便宜き書ハ。予が

猪熊藏
書出印

聞知するは無りしに。久保季茲主の略解ぞ。いと便宜き書には有ける。主の學博く物記す事に優れぬは世に知る事あれば今更言はず。一日予に言はせけるは。此略解の中に重胤の説と多く引けり。彼人の故翁の教子なるに。師家に對ひて禮なき事もありしと。人ともて言を廢すと古人も言へれば。其説と引用ぬると君を咎免る。さる故由もあきを此書に序せよとあるまゝ。開き見る。大人等の説はいふも更なる。人々の説を擧られ。甚よく物せられて。初學の徒の祝詞式と讀むに。無上書といふべし。神官教導職等の祝詞を作文らむにも座右と離すべりらぬ。美し書に此略解と思ふまゝに。予が拙きとも忘れてかくあむ。明治十四年二月の末つかた氣吹舎乃あるし平田胤雄

祝詞略解の首に記す

延喜式に載られたる祝詞ども。大掛巻も畏き神魯岐神漏美、命以て皇御孫、命に事依り給ひし天津祝詞之太祝詞と本として次々傳へ來しものにて甚も貴く愛たき詞どもあること今更に云ふべくもあらず然るに中世には皇國の古文と知る人無りしかば殊にめで貴む人も聞えざりつるを岡部翁の此が考とものせらまはむ最も貴き功ありけるさまと其説いと鹿く今より見れを違へりと覺ゆることも少あららず本居翁の大祓また出雲國造神壽の後釋いと委しく愛たけれど其二の詞こそあれ他の詞どもは唯少かつと説れたるのみあるいと飽ずあむ近き頃鈴木重胤の講義と云ふもの出來て此は甚委しき解ぞまあるハ云ふまても

かく其説も愛たきが多かりと見ゆれど百葉許りなる卷の二十六卷ありて容易ハ讀渡し難くたた本文に拘らぬ事ども、多く中には委しく珍らかあるに過て以何ぞやおぼゆる説の無に非ず殊に世にいと罕あるものにて志ある人も見ることも能はず凡てかくごまの書ハ初學の徒にハ便宜らぬものなればいかゞ簡易に記し出ばやと思ひ起して聊の閑暇もとめて筆探初つるかりけり故其躰裁はまづ考の説と主と舉げ其違へる事足らざる事は後釋講義また古事記傳古史傳を始め何くれの書どもよむ抄出て固より初學の爲なれば務めて穩ある解より従ひ一ふく珍しと覺ゆる説の耳新しく異ややれるハ取らずまた本文にさくも拘らぬことハ凡て省きて唯文意の大略の通るを要とせり

一 本文ハ總て祝詞正訓に據れり斯て全文を舉むも所狭ければ其注解とべき句のみ掲たり正訓と引合せ見るべし
 一 引用の書ども多くハ畧きて舉たきば其例を左に標す

- 考 祝詞考 岡部眞淵
- 後釋 大祓詞後釋同附錄 本居宣長
- 講義 出雲神壽後釋 同
- 後々釋 祝詞講義 鈴木重胤
- 執中抄 大祓詞後々釋 藤井高尙
- 記傳 大祓詞執中抄 近藤芳樹
- 史傳 古事記傳 本居宣長
- 史傳 古史傳 平田篤胤
- 史徵 古史徵 同

此外の大凡全き題號を擧たり但し日本紀と紀古事記と
記とのと載せり
一所々愚考をも擧たるにハ今按と記せり
一畧解を以て名としたるを本文に用なきことハ多く
ハ省けりされば原書と違へるに似たる所も有るべきと
見む人怪むこと勿れ

明治十一年六月初めに記す

久保季茲

祝詞略解一之卷



久保季茲 編輯
吉岡徳明 校訂

祝詞 考云是とこゝには乃里刀其登と云ふなり古事記に
天津兒屋根命布刀詔戸言禱白オホスまた萬葉八に奈加等美乃
敷刀能里等其等伊比波良倍あと有と以て知りぬた乃
里刀とのと云ふハ略言あり大祝詞に天津祝詞乃太祝詞
事乎宣禮と有は重ぬ云ひて文を飾る故に上と略き云ひ
また事と言とは古へ相通はし書くこと萬葉に多し字に
泥むこと勿れ伊勢神嘗祭に太祝詞辭と書たり○後釋
云能理刀基登ハ宣説言あり能流と云ふ言ハ廣くして上
へ申すにも下へ云ひ聞すにもつりふ言あるを詔字宣字

など上より下へ云ひ聞す方につきて當たるものより必ず詔宣などの字に泥むべからず斗久も同じ事にて上へ申すにも下へ云ひ聞すにも用ふる言なり是も説乃字に泥むべからずかくて能理登基登へ神に申す詞なり○講義云祝詞とハ皇御孫命と天降し給ふ時に親神漏岐神漏美命の詔命を以て天下の大御政を知食し敷行ひ給をむ規則と授け傳へ給へると因據として今其事と物し給ふに就て皇神等に申させ給ふ詞といふ義ある事ハ祈年祭詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉とわりて其結文に故皇吾睦神漏岐命神漏美命登云云稱辭竟奉久登宣とあるに於て知られたり凡て祝詞り自ら神と申すと人に宣て神を祭らしむるものとあり然れば此祈年祭月次新嘗等の詞は如きは人又宣て神を

祭らしむるにて天皇の詔詞なるを神主祝部の其汲承りて其詞を神に申す詞と取成して傳へ申をなりさて祝詞とは皇祖神等の詔たまひし詔命を承りて即ち其を規則として祭にまれ政にまれ物する由にて其詞をさして祝詞言とは云ふなりけり

祈年祭考云登志其比乃万都里と唱ふ年とは五穀の中に専ら稲と云ふ初春に種子と水に浸とよむ冬收るまで一年を経る故ありさて二月四日に祭らる令に仲春祈年祭義解に欲令歳災不作時令順度即於神祇官祭之故云祈年○講義云此祭乃起元ハ高千穂宮の大御世より物し給ひけむ何と以て云ふとからを天社國社と稱辭竟奉給ふ事ハ天皇祖神の詔命に依らせ給へる由こと此詞に見へる如とかれをあり徳明云考に祭の日其式なとて後に定へしある○今按ふ此祭の儀の大凡ハ二月四日れ平旦に幣

物を神祇官齋院に奠き百官神祇官に集ひ神部諸社の祝部等と引て入中臣祝詞と宣り此に載たる詞祝部等稱唯す諸司手を拍つこと兩段さて神祇伯幣帛と頒てと命し忌部神祇の大案の左右ふ立ち次第に巫及び祝部等と呼て幣帛を頒つ但し大神宮に幣物は別の案委しくハ儀式神祇令などに見るべし

集侍 考云此訓儀式に大祓處爾參集讀曰末爲宇古那波禮留とあるとおもふに今此ハ集侍と書たれば宇其那波里波牟倍留と訓べし○後釋云右の儀式の訓註に依て集侍の二字と宇古那波禮留と訓べし古の清濁はいりゝあらむ詩みらば今姑く清て讀べし凡て何れの言も清濁の詳あらざるは姑く清て讀べきあり古言ハ濁音少ければなり○執中抄

云う。ひ。あ。え。れる。とは百千は人の正しく立並びていと静に群りたるがさずがに其頭の少いづゝ動くさまと云へる詞にて字ひ動ありあ。え。れる。と万葉集よ疊有青垣山とあるあ。は。ると同言にて立並ふと云ふ詞あり

神主祝部等 考云神主は其神に親しく仕奉る人あり祝部は其社の事と執る人なり社によりて神主と祝部の在ありまた神主即ち祝部と兼祝部また神主を兼るもあり三代格に其事の定め見ゆ○講義云祝部は神主に次て其社の事と取る人ありされば侍在の義あるべくや云々神主は社事と總べ主りて其任重ければ常には祝部をして其本社に令侍て御供以下の物と調達し親しく侍る義あるべし

諸聞食止宣 考云聞食とは聞給へと云ふに等しくて食も給も共に物と心によく得ることと云へり○後釋云諸は上に屬て訓べし古事記に天神諸とある如く宣は能留と訓べしのたまふと訓は非なり此ハ中臣の自ら云ふ言にて俗言に申聞すと云ぬ意なり○講義云儀式に中臣進就座讀祝詞とある是なり今祈年祭と行はるゝ爲に神主祝部と諸國より京に召上せ給ひ神祇官にて齋部の仕奉れる幣帛と諸社に班ち奉らしめ給ぬとして先づ神主祝部と呼立て天皇の詔詞を承はれど中臣の云ひ聞しむるも宣とい朝廷の御規定に隨に受賜はり行ひて其事を仰すと云ふ義なり

神主祝部等稱唯餘宣准之 考云祝詞の文の一段訖る毎に唯と申すと云ふ右の集ふる此所まては先づ告る言のみ本文は左に

あり○講義云此より次々ある祝詞どもに云々と宣とある所何をも稱唯する詞と云ふ事と教へ給へる者あり

高天原爾神留坐 考云天尤高ければ多可安麻と云ふと安と畧たて多可麻や云ふハ音便なる原ハ野原河原と云ふ原と等しく廣く平かると云へし神留ハ續日本紀の宣命に神積とあるに依て加牟都麻理と訓べし○後釋云神留の神は神集神議などの類にて凡て神の御上の事と云ふ言なり古へ尤加牟と懺ふ唱へしことあると云ふと撥て讀は後世の言よす正まらざらず凡てんと撥る言は上代にハ無えしなり又神と加牟と云ふは木と許某稻茨伊那某船と布那某と云ふ類よす上にある時言の轉る格なり都麻流ハ即ち留るなり今の俗言は物の滞りて行通ら

ぬ事をつまると云ふも留る意にて同じ○講義云高天原
爾神留坐とは全世界に神靈の充塞り御在ることを顯明
より幽冥に取分て申せるなり因て思ふよ都麻利は鎮に
近き語なり志豆麻利の志
其一所を其と標的て狭きを都麻利
其甚大に汎廣く集り盈るの義なり
皇睦神漏岐神漏彌命以考云皇の統と云ふことにて天を
統知坐と皇大御神と云ひ國を統知坐と皇大君と申と尊
言なり睦の天皇の皇祖神たちなれば御親と此由なり○
後釋云皇の須賣良賀と訓べし睦の牟都云々と下に屬く
言なり是と昔より皇睦と續けて須賣牟都と訓來るるハ
あるべき語に非ざ下詞に皇吾親神漏岐命神漏彌命云云
出雲神壽詞に親神魯岐云云孝徳天皇紀に今我親神祖之
所知穴戸國中云云是等と以て睦の下に屬て讀べきこと

と知るべし○講義云皇睦ハ皇御孫命の御祖と申す義な
り神漏岐神漏美ハ上在君上在女にて古語拾遺に謂ゆる
神魯岐ハ高皇産靈神神魯美ハ神皇産靈神にて全世界に
有ゆる八百萬千萬神の最上貫首の神たる由あるハ汎く
男女の皇祖ならぬ神とも尊みて然申せり○考云此所の
二の命を崇めて申す命に非ず詔命なり○後釋云命以と
は詔命を以て仰せ付らるゝと云ふ此言下の止事依奉支
と云ふへ係れり○講義云神漏岐命と神漏彌命とに因て
なり命ハ詔命の義なるが重複れるも誤ならず結句に神
漏岐命神漏彌命を稱辭竟奉とあるを合せて知べし同し
二つ復て云ふも
古語の一格あり
天社國社 講義云天神社國神社と云ふ意なり如此天神社

國神社と稱辭竟齋祀を給ふことハ皇祖天神に依まこと
なす神代紀ハ高皇產靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津
磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降
於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉とある此事と通えたり○考
云此祭に預る神等ハ京畿諸國を合せて式の時三千百三
十二座ある中^中に國司の祭る二千三百九十五座德明云
考に二
千百九十九座とあると誤なりと除きて七百三十七座を此神祇官よて
祭らせ給ふなり其諸國よても此官の祭に准へて祭る由
式よ見えたす○講義云皇御孫命の天社國社と齋ひ祭る
給ふことば諸祖天神の詔命よ依給ふことば云ふも更
る年中恒例臨時の祭祀の全は悉く皇祖天神の詔命よて
皇御孫命の天降坐る時よ天下を知食さむ大御政の最第

一に授け賜ひ傳へ給ふもれなること炳焉○今按に神
祇と齋ひ祭ることハ天下を治むる第一の事なる故に皇
御孫命の天降坐す時神魯岐神魯美れ命以て天津祝詞乃
太祝詞と傳へ給ひ天社國社に稱辭竟奉れと令せ給ひし
こと詳に古史傳同徴などに云えれぬり其ハ甚長けれを
引出せ其書どもに就て見るべし講議の説ハやがて其
と祖述せるものなり
稱辭竟奉 考云多々問其登どハ其神の御徳と悉く言舉盡
とと云へり是ハ次に奉る種々の幣帛仕奉る人の勞を舉
るも本其皇神と崇むより出る故に此中に入ぬ竟ハ盡と
と云ふ古言なり萬葉に正月立春の來ぬらば如此こと
鳥梅と折つ、多努之岐乎倍米とある此と家持卿の追和

し歌に春裏之樂終者とよめる乎倍の言も共に樂みと盡すことなり○後釋云多々問は水と湛ると同言にて満足はす意なり今世の言に海潮の滿極れると潮のたへへと云ふも同し凡て神と祭るにハ事とも物とも満足はし盡く極えて申すことにて即祝詞の語是なり此祝詞にて云はゞ千類八百類爾云々懸閑高知云々大野原爾云々などやうに言を盡く極めて申す是稱辭竟奉るなり竟ハ極め盡す意なりさて神を祭るにハ必ず然する事なる故に稱辭竟奉と云へを頓て祭祀ことになりて此所も天社國社と齋き祭る皇神等と云ふ意なり餘も准へて心得べし皇神等 講義云何れの神とも尊とて如此白すなり此ハ天社國社に鎮座す許多の神等を取總て稱せりにて四時祭

式に祈年祭神三千百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座神祇官祭神七百三十七座奠幣案上神三百四座不奠幣案上祈年神四百三十三座とある此等を總て三千百三十二座乃神等と天社國社と稱辭竟奉らせ給ふなり然れば皇神とハ必ずしも天皇の御祖と申す意にあらざ尊稱と知るべし

今年二月 考云二月四日あり○講義云二月ハ田の業或始むる月かれを先づ此御祭或行ひ給ひ其業と起は由なり御年初將賜登爲 考云年ハ稻かり初とは此時種子或漬け田とも耕し初むれば初とも云ふべし○講義云此ハ百姓の業あるを天皇の初免給ふ由に宣へるハ此大地は天皇の御國と皇祖天神の附與と給ふ中にも殊に此水穗國

は天皇の御食國と定め給へきを山川田野悉皆天皇の御
有なると天下乃百姓に頒ち預らまめ給ひ稻穀もまた皇
祖天神より天皇へ授け進らせたる物なるを天下に頒ち
作らしめ給ふなり是を以て御年初先給ふと天下百姓の
作業を大御自らの任として祈白させ給ふかた恐しきも
辱しきも遍き御惠の尊さは言も意も及をばなむ考に或
人初は
祈の誤よて御年祈ならぬと云へり然も有ぬべしと云は
れたる此或人は何ある無職の人なりけむ見遣し難き曲
也説 ○今按よ出雲本に引る貞享本と云ふにえ祈と作る由
なれば或人の言も據無に非だ然れど講義の説宜しくお
ほゆきを其に従ふへし

皇御孫命 考云日子穗能邇々藝命より同日嗣知食を大
御次にませバ今の天皇をも御孫命と申し奉れり○後釋

云御孫と美麻と訓ことハ續紀十五の歌に美麻乃彌已止
とありさて爰の御孫命ハ邇々藝命と指て詔ふなり是よ
りして御代々々の天皇何をも如此申せる御事なり○
史傳云須賣ハ天皇命皇神などの須賣と同じく美麻ハ御
眞子と略ける言にて麻那古と云ふに同じ万葉十九に霍
公鳥次詠る歌に古へも語繼つる鶯の宇都之眞子可云々
とあり此ハ九卷に人みらむ母之最愛子ぞと詠ると同じ
く愛親しみ稱たる語あり故皇美麻命と申をハ天忍穗耳
命の御事を詔給へるが始にて大御神の日嗣を知食す御
代々々の天皇命の大御名とかれり

宇豆能幣帛 考云宇豆ハ嚴しく大なる義あり神代紀に珍
子珍此云神武天皇紀に珍彦此云宇大殿祭詞に皇吾宇都

御子まゝ萬葉に皇朕宇頭乃御手あとあるを合せて知るべし。てくらの萬物モノを置座イハに充て奉るを云ふ。○今按に記傳にみても御手の義に説れたまは猶考の説に依るべくおぼゆ講義にも然云へり

朝日能豐逆登 考云日の出る時へ其日の佳時なれを必ず此時と用ふとしもあらねど如此云ふなり豊ハ稱ゆ云ふ詞なり逆登ハ下に榮登と書しに因るに榮へ登る意なると逆を借て書しと爲べし古事記に阿佐比能惠美佐加延岐氏ともあまきばなり

稱辭竟奉久登宣 考云宣と唱へ詠る毎に神主等唯々と申すこと上に同じ下此に倣へ祝部等此時忌部の頒つ帶帛受去て其社々へ奉りて祭となとなり令集解に中臣宣祝

詞者時、行事宣、參集之社々、祝部等也とあるハ、よ義解に以告神祝詞、宣聞百官と云へるハ、誤る下の辭別云々の條に神主祝部等受賜云々とある幣のことハ、此條々にあると總て云へるにこそあれ百官に聞かめて何とかせむ。○講義云考に義解に云々と云へるハ、誤るいと云はれたまはど式また儀式に大臣以下諸司主典以上も參集して此を檢見する由かりされど大臣以下百官に向て宣るにあらねば稱唯せざるにこそあまきさへ高天原爾神留坐よりこの稱辭竟奉久まてハ、天皇より祈年祭に預り給ふ神に申さ給ふ詞なり謂ゆる皇祖天神の詔命と以て天社國社と稱辭竟奉り給ふ皇神等の御前に今年二月に御年初め給はむとして其御祈の爲に皇御孫命の珍貴の充座

と班ち捧け進られて稱辭竟奉り給ふとある如斯て上に
集侍と云ふより此稱辭竟奉久宣と云ふまの詞へ其事
を行ふ人に合すると其人の其神の御前に申すべき詞と
を一つに擧たるものあり集侍神主祝部等諸聞食登宣ハ
宣命あり次に高天原爾神留坐をり稱辭竟奉久まては神
に奉らせ給ふ御祈の祝詞あり然ると神主祝部等に傳へ
て申さしめ給ふが故に稱辭竟奉久宣と云ひ續けて此ハ
宣命あり如此兩事と兼て聊も紛らばしきこと無く條理
貫通りて鮮明あるは古文の妙あり此を一括にして見る
給侍云々詔詞の如くなりて何れ別も無が祝部等に
集侍云々聞食登宣と此の宣とは神主祝部等に
しめ給ふ宣命にて神に申させ給ふ祝
詞は稱辭竟奉久にて申せ給ふべし
御年皇神等 考云御年神の事を下にも皇神と申すハ其大

神に向ひて崇め云ふの事○後釋云神名帳に大和國葛上
郡葛木御歳神社名神大月とある是あり○記傳云年ハ田
寄あり多與の切り登なり與世と與志とも云へる例古に
多しさて登志ハ穀の事あり其ハ神の御靈もて田に成て
天皇に寄し賜ふ故ふ云へり田より寄すと云ふ義に○講
義云神名式に大和國葛上郡葛木御歳神社とあり一柱
あると皇神等とあるハ必ず其相殿神御在とこと著し記傳
に祈年祭に預り給ふ諸社を總て云ふと云はれたれど諸
社に座を神の事を及ぼして御年皇神等とは云ふ可らず
故熟思ふに御父神と座と大年神と九御子神と座す若年
神も同一御徳の神に座せば御力合せ給ひて鎮り座とこ
と疑ひ無し是を以て御年皇神等と申せるあり神名帳に
る所は一座の如くなるも其祀る所は幾柱も並座す例と
聞えて大和國城上郡大神大物主神社とあるも一座ある

を大三輪社鎮座次第に大己貴神少

依左奉牟考云與左志ハ神魯岐の御孫命に水穗國を依賜

ふちふに均しく是も御年と知り座す神等の其御年と御

孫命に依奉て成幸へ給ふと云ふ

奥津御年 考云五穀の中に稻ハ最末に熟る故に奥と云へ

り譬へば同じ稻にても晚く成ると奥手と云ひまた遅き

ことと万葉はかくてなると云へる如し

手肱爾水沫畫垂 考云てのひちとたるひちと云ふハ音便

あり船の人とふるびとと云ふ類多しみづのわわとづと

畧き且つのおの約りななればみなわと云ふも古の例な

り○後釋云多くの中にて僅摘出て云ふ古文の例にて田

と佃る始終の業ともと皆こまに含めたり○史傳云畫ハ

攪の意に借れり○講義云田に苗を殖るに水沫と畫き垂
すとなす

向股爾泥畫寄臣 考云向股ハ古事記に堅庭者於向股踏那

豆美とあるに等し畫ハ同記に鹽許袁呂々々邇畫鳴ち

ふ畫の類にて今ハ手して泥と搔ふとる由あり○講義云

苗を殖たる後に草を取棄るさまなり

取作牟講義云取ハ手に採るに非ず身と以て其事と執る

るり取撫また取持かど天皇に事依り奉り給ふ天下の稻

穀と百姓の取作る義なり

八束穗能伊加志穗 考云ハの言ハ彌の略にて此所ハ彌握

も長き稻穗と云ふいかいほハ盛に足りて勢ハ嚴なる穗

と云ふ故いかいちふ言に紀にも此にも嚴重茂などの

字と書たり

初穂波乎 考云其秋の新稲と先づ神に奉ると初穂と云ふ〇
講義云此初穂ハ朝廷より奉らせ給ふ其社の圭田より
奉らると思ふに此ハウツ決く新嘗祭に奠らせ給ふ幣帛を指
て申し給ふなり四時祭式新嘗祭の條に奠幣案上神三百
四座並大社一百九十八所前一百六座とありて其詞に今
年十一月中卯日爾天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫
命乃大嘗聞食牟爲故爾皇神等相宇豆乃比奉氏堅幣爾常
幣爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉牟依志氏千秋五百秋爾平久
安久聞食氏豐明爾明坐牟皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙
照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉久白とわ
り是祈年祭の賽謝なるに併せて尙思ふに踐祚大嘗祭式

拔穂の條に悠紀主基乃國乃齋郡に齋院以作りて祭神八
座とある其最首に御歳神以舉られたる事の少ホ縁ならず
聞ゆる以て彌ふ新嘗祭るること決きものなり六月十日
次祭とも此祈年祭詞と大同小異にて舉られたるに此
御年神の詞なきに此祈年祭詞と大同小異にて舉られたるに此
には由おきを以てなり
千穎八百穎爾 考云穎ハ稲の穂なり神に奉るには穂との

み切て藁とば去て其穂以束ねて竹に掛り下に掛稅千
稅餘とある是なり次下に御酒汁米和稻荒稻など云ふハ
皆此千穎の穂の中よりなり分るものなり江次第は本
穎ヲ本謂之稻切穂謂之穎これなり古書に多うれど引は
かよを不〇講義云此を奉置とありて掛稅ならず同物な
ら此と此彼は彼にて其獻る狀の異なるものなり混す

べからず

麴閑高知 考云麴ハ酒^カ醸む^カめ^カかり古へ酒を醸たる
麴な^カおら神に奉る故に此言あり閑は借字にて上^カを略き
て閑と云ふ古言の例なり依て下に麴上と書し文もわり
高^カ尤其麴のたけれ高きなり知^カは敷^カなり敷^カとは繁きを云
ふこ^カや彼千木高知とも千木高敷とも云ひ太敷座とも太
知座とも云へり○講義云高知尤高く著く見ゆる由なり
考に云々あるは似たることな^カおら然る由に非ず

麴腹満雙 考云上は麴のたけ高きと云ひ爰^カふハ其^カお腹
に酒を満漙へ且つ麴の數多き由にて雙と云へり○講義
云腹は麴の太きなり

汁^カ 爾^カ 穎^カ 母^カ 考云汁といふは右の麴の内の御酒のことと重

ぬ云ふに言と替たるのみ穎も右は千穎八百穎乃穎と再
び云へり○後釋云汁とハ酒と云ひて即ち上の麴閑云々
是なり穎も上の千穎八百穎是なり然れハ汁にも穎にも
とば上の二種と指して云へるな^カささて此語諸の祝詞に
多くある中に此所なるハ語調ひて理よく聞ゆると他の
祝詞なるハ皆云ひぞま^カ悪く^カて理ま^カこへ難^カ

稱辭竟奉^カ 講義云此祈年の時に新嘗に奉^カ給はむ料物
と豫て申させ給ふなり考に右の初穂とを千穎八百穎に
奉置と云ふ言と引掛て心得べ^カとあま^カと穩當ならず
次なる満雙て^カよりも引掛て心得べ^カ○今按に此より下
二の稱辭竟奉むハ神等の御守護に資て成熟る新穀に種
々の幣帛と供て奉らむと申^カ給ふなり

甘菜辛菜 考云甘菜は菁菜薺の類ひ辛菜ハ蘿蔔野韭の類
ひいと種々なり

鱸乃廣物鱸乃狹物 考云鱸たむれを云ふ廣物狹物た大小
の魚なり

奥津藻菜邊津藻菜 考云海にてた彼方と於伎と云ふ即ち
於久を云ふに同じ藻をた毛波と云へり陸の方と邊と云
へり邊の字の音に非ず○講義云奥と邊に大小の義ある
べし鱸の廣物鱸の狹物に對とれをなり

明妙照妙和妙荒妙 考云五色の絹布と奉れば色と以て照
る明ると云む織の細き荒きと以ては荒和と云へり妙ハ
借字にて萬葉などに栲と書しと正字なりさて多倍と此
類の物に總て云ふ名にして古へは栲麻の布と細きを和

妙麤きを荒妙と云ひいと今の京とありて絹を和妙麻と
荒妙と云へり式即ち是なり言ハ古へにて物ハ異になれ
ること多し能くわいだめずを違ふべし○講義云祈年祭
また新嘗祭幣物に五色薄絶各五尺など云へる類是なり
さて思ふに明妙ハ染たる絶どもの映したといひ照妙ハ
色ハ何れにまれ光澤ありて美きを云ふなり倭文また木綿
麻などと荒妙と云ひ色に染る光澤の無き絹と和妙と云
ふなるべし

御年皇神 考云此ハ殊に穀に依給ふ神一柱を申と故に等
と云はず○後釋云神名帳に大和國葛上郡葛木御歳神社
名神大月次相嘗新嘗とある是なり○講義云上れ皇神
等と申して其社に座と總ての神と云ひ此ハ御年神一柱

と指て云へりさるハ祈年幣物の餘に白馬白猪白雞と奉
らせ給ふこと其神一柱に係りて他神の預り給えぬ所な
ればなり

白馬白猪白雞 考云馬ハ下文に馳出物止御馬と云ひて神
の乗ますため猪ハ豚にて御贄の料雞ハ時を告る故に社
にも必ず奉りぬ白と用ひらるハ止雨祈に白馬と奉る
より思ふに日白くして荒き風雨無らむ爲に取るならむ
此所云ふ猪ハ豚よて野猪ならぬこと儀式の此祭ニ京
畿貢白雞一雙近江國豚二頭とあり○史傳云神代の古事
は白猪なるを此は得難き故に後には豚に替て獻れるを
り但其を近江國より奉らしめ給へる由緒は詳みらず○
講義云古語拾遺に宜獻白猪白馬白雞以解神怒とある如

く此神のいたく好ませ給ふ物なり白猪ハ何の爲なる事
を知らざ御贄の料なる由云はれたれ也然らず其は
又白きを何の爲に愛たふ事を知らざと云はれたれ也
白きを用ひてよと荒き風雨無らむ爲の儲にあらす能く
白くして荒き風雨無らむ爲の儲にあらす能く此方より日
悟の文意を悟るべし

種々色物 考云右に擧云へる御服御酒類海山の物どもを
つゞめて種々と云へり色とハ品を云ふなり○講義云祈
年幣物を云へり然きを初穂以下の文に拘はらず考云々
理なり右に擧る云々ハ將來の新嘗祭に行ふ所の幣帛に
して當前の幣物に非ざ
宇豆能幣帛乎 考云幣帛乎の下に備奉氏といふ言を省く
こと上の如く 徳明云言を畧くに非ず此

大御巫 考云御巫ハ職員令集解に巫者知鬼神之道者也。在男曰巫、在女曰覡。一說、在男曰覡、在女曰巫。此令取此說。員數考選者待式處分別記御巫五人倭國巫二口左京生島一口右京居摩一口御門一口云々宮中の神の條は神祇官齋院在御巫等祭神二十三座云々取處女堪事充之。○後釋云此八柱神ハ天皇の御守護の爲に齋ひ祭り給ふ神等なり。○諸の巫の中に神祇官の八神を祭るをば殊に御巫と云ふ。○講義云神名式に神祇官西院座御巫等祭神二十三座とある此中なるハ云々神祇官の八神を齋ひ奉りて他社と異なるば取分て大御巫といふなり巫を加牟能古と云ふ事ハ天野信景ハ鹽尻に世俗稱巫女爲神子。古訓美或曰美加武乃古按楚辭雲中君朱註曰雲神所降也楚人名巫爲靈子。

若レ曰神之子也。以此見之則神子之稱倭漢同其意とあるハ然ることなり。

辭竟奉 講義云考に稱字と他例に依て補はれぬと云も諸本皆無に依て本のまゝに措つ稱辭竟奉は其祭祀に與る物は就て云ひ辭竟奉は唯に其齋く神の御徳を申し出る時に用ふる詞なり云々稱辭竟奉は祭にも神の事にも互りて廣く辭竟奉は神の御上みのみ云ふ事にて狭き詞なりと知るべし云々大御巫生島の如く祀る御巫に就ては辭竟奉と云ひ座摩御門の如く祭る所に就てハ稱辭竟奉と云へり。

皇神等 講義云神名式神祇官座御巫祭神八座並名神大月次新嘗とある此御社あり古語拾遺に仰從皇天二祖之詔

建_ニ樹_レ神籬_ヲ所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈生產靈足產靈
大宮賣神事代主神御膳神以上今御巫所_レ奉_レ齋也とあると
記傳に從_ニ皇天二祖之詔とあると正しく彼神代紀なる詔
今云則ち天津神籬云々と云へると云はれたるは然ること
とある詔敕を指すなり

神魂高御魂 講義云神魂高御魂は古語拾遺に高皇產靈神
皇產靈と次第たる如く凡て神典の正實は如此なれば必
ず然るべきものあり此神祇官に祭らせ給ふをのみ然
た誤るものなり廣云々○今按に此二神の御名義御功德等の
事は古事記傳古史傳を始め諸書に委しく人々大かた
知りあるべければ記し出す

生魂足魂玉留魂 考云神祇令の集解鎮魂祭に云へる饒速

日命自_レ天降る時天神の授給へる生_タ玉足_タ玉死_マ反_マ玉道_チ反_マ玉
云々とある十種神寶の中の四つを即ち此所の生魂より
下三神と言も功も均しきを思ふに天皇の御命長く御稜
威足ひ又死たる魂を蘇生せ黄泉の道より反りなど給
ふ彼伊邪那岐命の御功ある神等なりけり○記傳云玉留
魂は多麻都米牟須毘と訓べし都米ハ留なり浮れ行く魂
を留め給ふ靈座となり

大宮乃賣 考云太玉命の子にして天照大御神の宮の内
事を執り給ひ内侍の天皇に仕奉る事の本なり下の大
殿祭また古語拾遺に見ゆるが如し

大御膳都神 記傳大宜都比賣神の下に云宜ハ食にて都ハ
助辭なりさて此食を放ちては宇氣と云ふ大宜と續く故

よ省きて云ふ大御膳津神と云ふハ正しく此と同名なり
津の下に之を添て
唱ふるは非なり
○講義云古事記に大宜都比賣神と見
えたる御名に等しく御名式に之御食津神とあり此ハ豊
宇氣大神に坐り云々記傳に大食と説れたる如く御食を
知看す神なり○今按に倭姫命世記云調御倉神宇賀能美
多麻神座亦號大宜都比賣神亦保食神神祇官社内座御膳
神也とあり猶此神の異名多く座とこと古史徴を見て知
るべし

辭代主 記傳云此八座の神の内餘の七柱之何れも天皇の
大御身の上と守り福はへ座す神等なるに準へて思へを
此言代主神之父の大國主神の言に八重言代主神爲神之
御尾前而仕奉者違神者非也となり此等の故由にて殊に

天皇の御守護神をまはなるべし○今按に此八神の御事
は種々の説あり講義にも委しき考あれと思ふ旨ありて
今ハとべて省けて尙別に云ふべし

手長御世 考云手は發言なり○後釋云手長は足長なり萬
葉に御壽者長久天足有とあり

堅磐爾常磐爾 考云加伎波ハ加多伎以波の多と以とと略
如登伎波之登古伊波の古以の約り伎をれば登伎波と云
へて皆りはらぬ事の譬あり○講義云爾之辭をてと雖ど

も比喻の物よ承たるは皆如字の義あり中臣壽詞に八
桑枝の立榮仕奉とある乃と同じ詞なり

齋奉 考云以波比は伊美と延べ云ふにてもと凶事と忌避
て吉事と用ふると云ふ言ふ此所を君が御代の變り移

ふことを忌避て磐の如く堅く常くへに此幸はふ神等の
幸はへふし給ふと譬へ云ふみり漢國を祝賀慶忌齋など
の字を作て各々小別して目標とせれど皇朝にてハ此
言は忌てふ一つなるを事に従ひて分ち知ることなる後
世人ハ漢文字にふて惑へて○講義云幸閑奉とある對
にて古文の例必ず然なり伊波比ハ不祥事と忌避て善ら
くむるを云むて此を神の方より天皇の御爲に忌ひ奉り
て方に惡き事なく善らくむるを云ふ伊波布ハ其根基の
堅固不動なるを祝き云ふ語あるが佐伎波布ハ其枝葉の
茂盛繁榮する由の祝言かり然れば伊波布ハ齋延にて佐
伎波布ハ幸延なること更なり
茂御世 考云既に茂穂の所に云ひつ

皇吾睦神漏岐命神漏美命登 後釋云此は皇祖神ならぬ神
等もあまども厚く尊と給ひて皆皇祖神として祭り給ふ
由なり登と云ふ辭これなり萬葉十四に信濃ある千隈の
川のさゞを石も君し踏てを玉と拾はむとある此玉どの
どに同一玉ならぬ石と玉として拾はむとなす是にて心
得べし○講義云第一の詞に神漏岐命神漏美命以云々と
あると受たるなり此なる登の辭は皇天二祖の詔を指な
り然れば登の詞はにてと云はむが如く其例は明御神止
御宇天皇おと申を登なり皇祖天神の詔命に依て天社國
社と稱辭竟奉り給ひ恒例の祈年以下の御祭典も皇祖天
神の詔命に依て行はせ給ふとあり○今按に此兩説とも
に捨難くおとめれば並べ舉つ見む人撰て取るべし

宇豆能幣帛乎稱辭竟奉 後釋云奉は獻る意とまた祭る意
 とある言なきば稱辭と竟て獻ると云ふ義になるなり
 座摩 考云爲賀須理と云ふことは座は令集解に居とも書
 しるが爲と訓むことは定りなり然れども座も居も借字
 にて井之後ちふ所の名にや有けむさて是は御井神の祭
 なりまた式に御川水祭にも此座摩御巫次用ひらるゝと
 思ふよ其始め井の邊に座す神と御井の神と祭らまゝに
 やまた座摩とみおとと唱ふるも定りなる由見え給は
 思ふにるなと云ふにはあらざる然らば井之塘の意
 なる故よ御井また御溝水にも祭らるゝならむる○講義
 云神名式に座摩巫祭神五座並大月次新嘗とある神の祈
 年祭の詞なると古語拾遺神武天皇段に座摩は大宮地之靈

今座摩巫所奉齋也と記されたる是にて御溝水の神に坐
 り四時祭式に御川水祭座摩巫各行事とあるに於て知られ
 たり此に依て思ふよ座摩の考の一説の如く井之塘にて
 も有らむか井之塘即ち溝にて御溝水なる事云ふも更な
 り拾遺に大宮地之靈とあるは大宮地は御溝水を以て堀
 掘りとするなればさかきこと同郡に古神の社ありと
 攝津國西郡の地名よて式も依りて宮中遷し齋はれ、神の
 次坐皇仁敷坐云々造りし給ひて宮中遷し齋はれ、神の
 敷坐皇仁敷坐云々造りし給ひて宮中遷し齋はれ、神の
 に其後大和山城と云を遷されて同宮中遷し齋はれ、神の
 其説に合はせ座摩と云ひしなる大宮地の神と給ふ其後
 のおは更此に大宮地の霊と坐して齋たり給ふ其後
 も給ひしより後都を遷されたる時に元々も常例と大宮造りぬ
 此申さし給ふに都を遷されたる時に元々も常例と大宮造りぬ
 必す御座せ給ふに都を遷されたる時に元々も常例と大宮造りぬ
 には神名式に給ふに都を遷されたる時に元々も常例と大宮造りぬ
 却大宮所遺り給ふに都を遷されたる時に元々も常例と大宮造りぬ

地の地主神と非せして大宮地の靈物の神に坐り靈と御恩頼の義なり

生井 考云神名式は生井神清和天皇紀同く○今按ふ上に生魂神ありまた生國生日生弓矢生太刀などいと多し
榮井 考云紀にも式にも福井神とあり榮福幸などは言意とも同じ

津長井 考云記式ともは綱長井神とあり訓ハ同じ○記傳云井の深きは水冷かなる故に釣瓶の綱の長さ由を世の長さ由に懸て稱へたるか此三の名は御井神の三名と種々に稱へたるなり

阿須波 考云古事記に大年神の子にて庭津日神次阿須波神次波比岐神とあり萬葉二十上總歌に爾波奈加能阿須波乃可美仁古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻佐爾

とよめり○記傳云足場の義はやわくとあもと云え地名の足羽などは是なり凡て何處にまれ人の足ふと立る地を足場と云ふ今世は足場のよきわきなど云ふめりさて此神に人の他く行くとても万の事業となすとても足ふみ立る地を守り座す神なる故に毎家に祭りくにや越前足羽社記曰古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉於是鎮祭大宮地之靈故呼足羽以爲地名也と云へる此説古傳と聞ゆ大宮地の靈とは此阿須波の神を云ふなり
波比岐 記傳云波比入君の意は伊ハ比比韻にある故に省き又理と美とを省けるなす後撰集春上に通ひ住侍てける人の家の前ふる柳と思ひやりて躬恒妹が門の波比入に立る青柳に今や啼らむ鶯の聲堀川百首にも柴の屋の

ばい。金の庭におく蚊火の煙うるさき夏の夕暮これらを
思ふに門より屋内に入るまでの間の庭と波比入といひ
くも波比入といふたゞ歩入にて今世言にもはいるとい
ふ是か金ばふといはいさゝかの間の所を行くことありか
くて此神は其波比入の庭を守り給ふ神にやあらむ今世
關前白洲などいふある所なれば家庭に中に就て
をむねとする所なれば殊お此神ますなるべし
皇神乃敷座 講義云敷座は其任を及ぼすの謂なり万葉に
天皇の敷座國また百敷の大宮所とよみ常にも屋敷とい
ひ物に及ぼすことに布徳などいふ志久これかり此を知
に通はして宮柱太敷と宮柱太知かといふに似たれど敷
は此より先に布ホド及すの意。知は彼より此に歸順く意に
て等々ならず

宮柱太知立 記傳云下津磐根と底津磐根とも云ひて凡て
上代にハ神宮も人の舍宅も伊勢神宮などの製ツクリの如く地
を掘て柱と立る故に此稱辭あるなり石根は殊更に礎と
するに非ざ地底にもとよりある石根まで深く掘て立る
といふ義なり此稱辭と古來たゞ柱の字へとのみ心得た
れどさにあらざ萬葉二に水穗國を神隨太敷坐而云々又
一に太敷爲京乎置而云々また二に飛鳥トビ之淨キヨ之宮爾神隨
太布坐而云々ある例と思ふに宮柱太知も其主の其
宮を知坐と云ふなり太も右の萬葉に柱みらで國を知坐
にも云へきを只廣く大きにと云ふ稱辭なり布刀幣帛布
刀詔戸太占フコかとも云へりこれ此語は専ら柱にかゝ
るにあらざ其宮の主に係れる語あるを太と云ふが柱に

縁あるら宮柱太知と云ひて兼てその宮を祝ふるもの
あり○講義云皇御孫命の敷坐る大宮所なきと上に云る
如き子細ある故に皇神の敷坐下津磐根にと言を易て申
せ玉ふかり第二詞に皇神の依し奉らむ奥津御年云々
依し奉らばとある如く百姓乃耕し種ることをりく云ひ
て其事を神に係ると同じ

高天原爾千木高知 記傳云高天原に深くと云ひて下
津磐根爾といふに對へたゞ高さことを云ふ古言なま
千木も上代の家造に屋の左右端に在て其本の前後の軒
よまて上まて棟にて行合ふを組違へて其末と長く上
へ出したる物にして其棟よま上へ高く出たる所を云ふ
かり高知もたゞ氷木の事のみならず主乃其宮を知り

坐とを云ふ高も上の太と同く稱辭ある續紀聖武天皇の
即位の時の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾云々萬葉六に
吾大王の神隨高所知流稻見野乃云々又自神代芳野宮爾
蟻通高所知者山河乎吉三こと乃歌もて心得べしさて氷木
ハ高く上る物ある故にうれに云ひかけて兼て其宮とも
めめたること全ら宮柱太知と云ふに同じ

瑞乃御舍乎仕奉 後釋云美豆ハ物の美しきとめめ云ふ
御舍は御殿あり仕奉へ造り奉ると云ふ凡て下なる者
の上の爲にとる事とば何わさにても仕奉と云ふあり
天御蔭日御蔭登隱坐 考云天と覆む日を覆ふが爲の屋な
ると文にゆく云ひなせるなり○後釋云隱ハ加久理と訓
べし古言にハ多く然云へりもて隱とハ御殿の蔭に覆ハ

れて其内ふまゝと云へり人に見えしとて隠るゝに
はあらざ

安國登平久知食 後釋云安國ハ安き國と心得てもあるべ
けれど猶いさゝか異ふるべし安見し、吾大君と云へる
是あり○記傳云食ハ見と也但常に使_人見_と見ずと云ふ
との異_カてたゞ見と美須といひ見賜と見し賜と云ふ一の
古言なり云々、まば本ハ物と見ることなる、國を治
め有ち坐_ひことに用るなり君の御國を治め有ち坐すを
知とを聞とも食とも申す也君の此國治免有ち坐すを
物と見るが如く聞くが如く知るが如く御身に受け入れ
たもちまをと云ふなり

御門能巫 講義云神名式に御門巫祭神八座並大月次新嘗

櫛石窓神四面門各一座豐石窓神四面門各一座とある社
の祈年祭乃詞あり

櫛磐間門命豐磐間門命 考云古事記に天孫天降坐す時に
思兼手力男天石門別の大神たち有て次に天石門別神亦
名謂櫛石窓神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也と云り
○記傳云櫛豐は例の稱名間ハ眞の意石は其眞門の堅固
き由にて石門と云ふに同し

湯津磐村能如 考云湯津ハ五百の略村は群あり○今按に
津は一つ二つのつなり紀に五百箇と書れたるにて知る
べし

塞坐 講義云塞は障有にて其湯津磐村の如く立塞り障へ
留り給ふ形象の語也

朝者御門開奉云々 講義御門祭の條云古語拾遺に日臣命帥來目部衛護宮門掌其開闔と見え姓氏錄大伴宿禰條に云々雄略天皇御世云々奏曰衛門開闔之務於職也重若一身難堪望與愚兒語相伴奉衛左右敕依奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也と見えたる如く上古より大伴佐伯の二氏門部を率て御門を衛護りあり中古以來六衛府の官出來て諸門の禁衛を主ること人の知れる如く然るに御門の開闔の神業に託ふるは全く人の爲業には在るから幽より神の賛けて物爲させ令め給ふ所なるが故也 疎夫留物 講義云下なる神門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武云々又道饗祭詞に根國底國與利麤備疎備來物などある妖鬼と云ふ○同御門祭の條云神代紀に高皇產靈

尊勅大物主神汝若以國神爲妻吾猶謂汝有疏心云々とある是ハ惡神の例に非ずと雖此文ハ假て説くべしさるは天神は八百萬神の主宰に坐し天皇は天下人民の君主に渡らせ給へば本より歸順ひ仕奉りて其大御旨と仰き奉るべき天地の大道あり此大道に依るを誠歎と云ふ此に反して神にも皇にも歸順ひ奉らず其大御旨な放りて親しみ奉らざるを疏心と云ふと同じ云々○今按に朝廷に親しむ奉らざるを疎ふと云ふ物ハ書紀に邪鬼とあゝきものど訓めるものに同じ 自上往者云々 講義云邪神姦鬼ハ能く天に上り地に冲るが故に人の如く門戸より出入ると云ふにも定ること無れば上より下より荒び疎び來むを何方よりも入しめじ

と守り給ふとなり

夜能守日能守 講義云晝夜を捨て守らせ給ふ由なり

生島能御巫 史傳云大八洲の國々島々の御靈の御功德を

總稱へて生島足島と申し又生國足國とも稱すそへ古語

拾遺に神武天皇の御世の事記せる所の皇天二祖神の詔

にふり神籬を立て祭り給へる神の中に生島是大八洲之

靈今生島巫所奉齋也とありて神名式に神祇官西院坐生

島巫祭神二座並大月次新嘗生島神足島神とあり古來よ

りいと重く祭らせ給へり

生國足國 史傳云生と足と對へ云ふ例へ生玉足玉生日足

日など數多あり

島能八十島 考云島へ即ち國を云○史傳云次文に狹國者

廣久云々とあるを思ふべした、語と互にくたるのとな
り○講義云鎮火祭詞に國之八十國島之八十島とあるを
れにて此大八島國より始めて大地万國をすべていふ語
なり

谷蟻乃狹渡極 考云こは他には谷蝦蟇とあり爰には字と
略けり詞へ万葉に谷具久と云るこれなり○後釋云狹へ
借字にて眞渡なり此物へいづくまても靈しく行通る物
ある故に云へり

鹽沫能留限 考云こえ海湖の滿ち行く時流るゝ沫の至り
留る果やいふにて天下の遠き限りを譬ふ

狹國者廣云々 講義云狹國者廣久へ鹽沫能留限より受た
り鹽沫の彌凝に凝り留りて漸國土の大きく成れりし古

説にて當今も彌廣りよ廣り居る形象をいふ峻國者平久
は谷蟻能狹渡極より受たり大地の凹き所は江海たり凸
き所ハ山嶽なり其凹き所ハ所謂大海あり湖沫水沫の凝
成て狹國も廣くなれるが其凸き所は山嶽にして之と平
にせされば國の面足らはず云々

墜事無久 考云おつるハ漏るゝに同し島と國ハ同しきを

知らせて互に云ひ其國々漏落す御孫命に依り奉ると也

依左志奉故 史傳云皇神の敷坐す國のあらゆる限は皇御

孫命に依り奉ると云へるあり

辭別 考云言に云ひ別けてと云ふのみ○講義云伊勢大神

宮祈年祭の詞ハ此下にありて天皇我御壽爾坐云々と此
に就て其餘に尙申させ給ふ事の御座て此詞ハ申させ給

ふに依て辭別てと申させ給へり辭別ハ上に專要とある
事どもと云ひ竟て其餘の事と述べむ料に殊更に改めて
云ひ起す詞なり江次第行幸神祇官被立伊勢奉幣使儀に
有辭別之時參草とあるをもて別辭云々尤別條あるこ
とを知るべきあり

伊勢爾坐 講義云貞觀儀式に諸社の祈年の幣帛を神主祝
部等に頒るゝ所に大神宮幣帛者差使進之と見え他社の
例に異なれども儀式ハ共に行ひ給ふ故に伊勢に坐とハ
云へり

天照大御神 今按に此大御神の御事ハ誰も知り奉れるが
如く尙下に申すべし

大前 講義云大前ととも申させ給ふことハ殊に深く崇重

奉り給へるものなり古語拾遺に天照大神者惟祖惟崇尊
無二自餘群神乃子乃臣誰能敢抗と見えたる如く天地の
間に二なく尊く長くおはしませりとの義なれば其御禮
典も御崇敬も自餘の諸神には皇に超越させ給ふ御事也
皇神 今按に皇字の下に考に大神の二字を補なきたるを
史傳より従はれたり

見霽坐四方國者 講義云見は所知食また聞看の食看の言
と同じく其身に稟持て其事と知行ふ由なり霽は照と同
じ欽明天皇の大御名天國押開廣庭天皇と申せるも天と
國とを押照し坐て場廣く知食す由の稱名なり御鎮座本
記に厩戸押張云々とあるハ厩戸押開ふて遙に遠く見晴
るし坐りとの義にて其極は御照し坐す由に歸めり四方

國ハ大御神の高天原より御霽かし御照し坐る境界と大
凡に云ひて天地の底際の内と指すあり同語なから大祓
詞に四方國中とめるとハ用法異なる

天之壁立極 考云夫の壁の如く四方に側て見ゆ○講義云
國之退立限に對へて蒼天の壁の如く常へに立る極とい
ふことなり

國之退立限 考云退立ハ遠ざりり立あり左と曾と音通ハ
加利の約と伎なきば延ても約ても云へる万葉に同じ言
と天雲の曾久岐の極天雲の遠隔の極遠けどもあるとある
ハ曾介の介を延て曾久幣と云に同じ言なり古事記に久
毛婆那禮曾伎遠理登母もあるも同じくして伎介久ハ同音
なり且つ放と退はこゝろ通へを退とも書きつ立ハ右の

壁立の立の如し○後釋云こゝへ天に對へて地と國と云り立とハ大海と遙に見渡せば彼方は高く見ゆるを云ふ○講義云國は此大地乃全をいへり我居る所を以て正中と定免四方を觀覽ずきを我が居止する所大地の最高となり四方皆卑下となる故に退立限と云へり○今按に曾伎ハ曾久と下へ續くる故に如此に曾久幣ハ退く方なり曾介は令退にて曾久幣は約にもあるべからず尙委しくは記傳等に云へれたるを見るべし

青雲能靄極 後釋云青雲とは青き空を云ふ○史傳云上文に天と云ひ國と云ひこゝに青雲云々白雲云々とあるは四方を云えるなり

白雲能墜坐向伏限 考云向伏とは遙りふ向ひ見るに墜伏

てある雲の限りと云ふ万葉は天雲の向伏國神功紀に天疎向津媛との外多し

青海原 講義云たゞに海と云へり青と冠らせたるハ青雲などの青と等しく其所に至りて遠く望みたる形象を云ふ

棹柁不干 考云船の間もなく通ふと云ふ柁は古事記に新羅王の云不乾船腹不乾船楫などあり是等字ハ異なれどこゝの言はらをかちとよむぞ例なる○講義云船路の行至る極と云ふ不干ハ不休息と云ふに同じ

舟艦能至留極 考云陸にてハ馬爪至留限と云ふに均し○講義云万葉十八は布奈乃倍之伊波都流麻泥爾と詠るに同しく船の艦先の向ひ到る極限と云なり

舟滿都々氣氏 考云陸にてハ長道間無といへり○講義云
句を隔て狹國者廣くへ續き又上に還りて青海原を云々
の語を引起す意ありて其義上下に互る明文あり

荷緒結堅氏 考云諸國より今年の初物と奉るを荷先と云
ひて篋コに納め荒薦コに包み緒コして馬にのせ馱コるを云ふな
り万葉に東人之荷先コの篋コの荷の緒コにも妹情イモケコロに乗よける
ふもと見えたり

履佐久彌 後釋云磐根本根にて凹凹カクカクある道を踏み行くと
云へり

長道無間久立都々氣氏 考云こゝと暫く云む切て次の荷
前へ續けり○史傳云道の長手の間無きをかり貢物の荷
馬の立續くと云へり○講義云上の例に長道無間立都々

氣氏と自陸行道者云々の上へ回らして心得べし此亦句
を隔て峻國者平くに亘る爲に錯綜せるあり

狹國者廣云々 史傳云狹き國峻國より御調進るとしてハ
その道の狭く峻しく物進るに障ることのあるべきと然
ること無くと云をりく云ひなせり

遠國者八十綱打掛豆引寄如事 考云遠國者云々ハ三韓ハ
本よりにて種々の國も追々に貢奉ることを古へ多りり
し故に云へり又狹國を廣くと云出雲風土記に其國狹く
作りしとて新羅其外の國の餘りを八十綱打かけて引寄
せし事を云へり其等の意は同じ○講義云遠國を海外の
諸國云へり八十綱云々は外國の方物を引寄めて貢ぐ
め給ふ譬なり云々考説の如く出雲風土記なる國引の例

にて國土經營の當昔にハ何らもりゝる事のあるべけれ
を其古事に本づきて此譬えあるなり

皇大御神能寄奉者 考云右の事ども皆大御神の御依い
るを云ふ

荷前者 考云是との^〇ぞきと訓べき例など萬葉考の別記に
出づ云々萬葉に荷向と書しにてを著し扱こは諸國にて
出来る調の初物と大内へ奉て大内より伊勢を始めて
諸陵へも奉出し給へり○講義云政事要略に職員令を舉
て其下に基按義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故
曰荷前とあて云々重荷荷緒あといふ時は邇と云ひ荷前
あど連るときは能と云へり

殘平聞食 考云その餘と御孫命の嘗坐すあり

皇吾睦神漏岐命神漏彌命登 史傳云神漏岐命と高皇產靈

神と申し神漏彌命は神皇產靈神と申と御稱なるを此に
大御神一柱とりく稱せることと上件の御幸まを故に別
にりく尊み稱へ奉る由なりろハ女男二柱に申す言と大
御神一柱に稱せると以て辨ふべし故命登と云るなりこ
の登と神漏岐命神漏美命と稱奉てと云ふ意の登あり○
講義云既に云る如く皇大神及天社國社の神等を如此齋
奉らせ給ふ御事ハ皇祖天神の詔命に因准たまふものな
りされを此ハ大凡に皇祖天神の詔命に依せ給ふ御事と
神にも顯はし申せるにて此の登の詞ハそれ就て云へ
り○今按に此に兩説並載たること上の大巫祭神の下よ
云へるに同し

宇事物頸根衝拔 考云鴨鳥か潜くはハ頸を倒に水に衝入
るを人の頸もて地につき敬ふも譬へたる且頸根は首根
あり頭と倒にするにハ先つ頸がもとなるを以て云ふ事
物ハ即ち物を云ふ詞にて萬葉も鴨自物水に浮居てと船
の浮び居るハ譬へ云ひ肉自物膝折伏氏と人の膝と屈り
て敬ふに譬へたる類なり衝抜ハ突通すと云ふに同じく
て事と強く云ふなりさてこハ御孫命の御自敬ますさま
なり○歷朝詔詞解云大平説に自物ハ狀之なるべし邪麻
と自毛と通へり鹿自物ハ鹿狀之にて此類皆同じ○史傳
云事物ハ即ち其物と云ふ詞といはれ多るハ違へり鶉の
如くと云ふ意ぞと云はれたるに從ふべし
御縣爾坐 考云縣は後に郡と云ふに同じ故文ハ古に依て

縣と云へり即この六つの縣の郡の名に同じたを以て知
るべし且郡ちふも暫く後に定められたるなりさてこの御
縣ハ令に官田と云ふにて幾丙に天皇の供御の物を作る
御莊と云ふも是也○記傳云阿賀多ハ上り田にて元は畠
のことなり田と云は田をも畠をも統たる名にて其中に
水れつかぬを畠とも上田とも云ふ水田よりハ高く上り
たる由あり神代卷に高田萬葉に上爾種蒔などあるハ水
田ハ高きを云るなれど高處と阿宜といふ證なりさて阿
賀多は元畠の事なりと云ふ據は八千矛神の御歌に夜麻
賀多爾麻岐斯阿多泥都岐云々高津宮段大御歌に夜麻賀
多爾麻祁流阿袁那母云々などある夜麻賀多ハ山縣の謂
なるに求し茜蒔る青菜などあるを以て山なる畠なるこ

とを知るべしさて祈年祭祝詞に云々これに甘菜辛菜云々
々々あると思ふへし此六御縣の殊に近く京畿に在て朝
廷の御料ふ陸田物を作りて貢進る地なるが故にその神
と重く祭りたまひて如此く祈年の祝詞もあるありか
れば縣と云ふはもと御上田より起れる名にて又それ
准へて諸國ある朝廷の御料ふ地とも云ふ云々かくて
漢字を用る世になりて此阿賀多に縣字を當て書みらひ
てや、後には必しも朝廷の御料ふ地からぬども彼漢國
にて縣といふはあたる程の地をばとべて其縣といふこ
とになれるなりや、後に縣と云ふほどの處をば元々其
をも國といひしなり阿賀多と云ふたもと朝廷の御料
地は限れる名なり云々かくて後孝徳天皇の御世に至る

其などまて縣と云へ程の地を皆郡と名けて天下悉く國
を分たる名を郡と定免らまて某國の某許保理といふ也
許保理と云ふ古より有し名に非ず新
井氏云こほりの韓語より出たり云々 ○講義云御縣は朝
廷の御料よて供御に備る雜菓雜菜を貢る地を云へり内
膳式に園池と云る是也阿賀多は願田の義なるべし方疆
を限りて願ち知る意にて名けぬるなり田と云陸田をも
水田とも統たる名なるが阿賀多と云ふ時は一地域の總
稱となれり記傳に上田ありと云れ倭國六御縣は記傳の
説の如く此尤殊に近く京畿に在て朝廷の免し給ふ陸田
物を作りて奉れ、ど此に准て餘國の縣をも然なりと云
はむハ僻説なるべし云々さて朝廷の御料を上古はとべ
て御縣といひ區別え御園とぞ云けむ云々今京となりて

ハ内膳式に園池三十九町五段二百歩云々此を統領るを
園池司と云ふ今京となりては園池司の官廢れて内膳司
に屬るものなり中古に莊園といふものは此御園より轉
上古に御縣といふものよて言義は御園と同トくして
ひし名殘なり然れども今京にては然すおに上古の制
を易させ給ひ難くて御園ハ上に引る或文の如く京近き
地に移させまひしかども猶古制に因准て大和の六御
縣に坐す神等を主と祭らせ給ひて京外の御園神ハ多
次に立たまへりさて此詞に御縣に坐と皇神等と申せる
ハ決く豐受毘賣神なるべし云々御縣に坐とハ天皇の供
御魚まふ御縣に坐とるの營る所のものを守り坐す神と
申す意なきば其神ハ誰々坐さむ豐宇氣毘賣神と除てハ
非じと思ゆれば多り云々三代實錄に貞觀三年五月甲戌

朔授園池司無位御氣津神從五位下とある園池司後に廢
きて内膳司にて管領せるが故に式には内膳司園神十四
座とあり云々御縣坐神とは豐宇氣毘賣神の菜園を守ら
る給ふ分御靈神あること更なり○今按に講義の説おも
くろけまど記傳も捨おたければ並へ擧より見む人あら
みて取るべし

高市云々御名者白氏 考云此神魚ちの御名は別にあれど
こゝたたゞの社の坐を所を御名といひなせり式にも
六ながら御縣坐神社との擧られたり○山城の京とあ
りてハ内膳職の十所の御園と定め各々の御園の神十四
座とも祭り坐せどなる古へに依て大和の六縣ハ月次新
嘗の祭など絶させ給はざるなり○神名式云大和國高市

郡高市御縣神社名神大月 葛下郡葛木御縣神社大月次
市郡十市御縣坐神社大月次 城上郡志貴御縣坐神社大月次
新嘗 山邊郡山邊御縣坐神社大月次 添下郡添御縣坐神社大月次

山口爾坐 講義云月次祭の詞に山能口とあれば能の辭を
加へて稱ふべし廣瀬祭の祝詞に皇神等の敷坐す山々の
口より云々又記高津宮段に那良山口などあるも此に同
じく山に入り立つ口といふ義にて俗に山の上り口とい
ふ是より云々此詞は宮室と作る料の宮材と伐るの用に
就きて山神を祭らせ給ふなるは其御祭の山口にて行は
せたまふことなるが故に其御社ハ山口にて齋祀らせ
たまへり云々

飛鳥云々御名者白氏 神名式云大和國高市郡飛鳥山口坐
神社大月次 十市郡石寸山口坐神社大月次 新嘗 ○本居翁
村字の編を省 城上郡忍坂山口坐神社大月次 同郡長谷山
て書るなり 口坐神社大月次 高市郡畝火山口坐神社大月次 十市郡耳
無山口坐神社大月次 ○考云其社の在る所と御名とする
は上に同一凡そ山口に坐を神と云ふは多かれと殊に此
次の社と月次新嘗に祭らる扱畝火耳無ハ孤立し山にて
今にては宮材となるべき木はあらねどいと上代に此六
の山にて採初られし由ありて諸國にて採せらるゝにも
先つ此山口の社を祭りたまふことゝやなりつらむ ○講
義云今の京となりては山城國にこそ山口神社を定めさ
せ給ひて齋かせたまふべきに尙大和國にて祀らせ玉ふ

事は上に云る如く神代の幽契と重みし給ふ所なり云々
畝火耳無二山は甚も上代は宮材を採るべき繁山ありけ
むと國中に突起せる山なる故に既に伐り盡したりけむ
云々

遠山近山爾生立爾大木小木乎 考云遠山は諸國の山なり
萬葉に藤原の宮造の材と近江の田上との外四方の國々
より持參ることを云へり是を以てこゝと知るべし○講
義云生立留は生立有あり記高津宮段に於斐陀氏流佐斯
夫また朝倉宮段に於斐陀氏流母々陀流都紀賀延波とあ
りて木に云ふ語なり草にはたゞ生出と云り

本末打切氏持參來氏 考云大殿祭の條に今與山乃大峽小
峽爾立留木乎齋部乃齋斧乎以伐採氏本末 山神爾祭氏

中間乎持出來氏とあるは均し○講義云その遠近の山に
て採る所の大小の木どもの本末をば山神に奉り置て其
中間を宮材に用ふ事を云るにて云々本末打切氏は本末
を打切殘し置くを云ふなり持參來は持出來といふに同
じ宮材を引く事は萬葉一卷藤原宮役民歌に筏に作りて
川より流し歩より運ふなど種々あり委しくは其歌に就
て見るべし

四方國 考云よもは四面の略にて方と書くはことわりの

水分爾坐 考云古事記み天水分神 訓分云久麻をあれは
くまりと云なり後世の訓は由なく此水分は文武天皇紀
に奉馬于吉野水分峰神祈雨也萬葉に神左振磐根已凝敷

三芳野之水ミ分山ハ乎見者悲毛カシなどあり○記傳云水分は久麻理は分配バクにて水を分り給ふ由の御名かり○史傳云水分神の坐す所を即水分といふかり

吉野云々御名者白氏 考云所を以て御名とする事上に同

○神名式云大和國吉野郡吉野水分神社大月次宇太水分神社大月次山邊郡都介水分神社大月次葛木水分神社大月次都介山といふ山あり葛木は今葛上郡増村といふ所にみ

葛木水分神社大月次○考云今山邊郡鞆田村と云ふに

都介山といふ山あり葛木は今葛上郡増村といふ所にみ

こもりいふ所あり

皇神等能寄奉牟奥津御年乎云々 講義云此同文上なる御

年神詞にも在り然れども御年神は農事を守護給ひ水分

神ハ水理を知食して其主宰る所殊異なり是以彼詞には

手肱爾水沫畫垂向服爾泥畫寄氏と續けて田を殖るより

稻の成立まて其勞く狀を悉く云含めたるものにて此詞

と同事の委しきならず云々此詞に皇神等能寄奉牟云々

とあるはうまとは異なるは水分神は田に水と分配

附與給ふ神に坐と故に農事の上には拘りなからに拘

て給はぬ所あり是以農事を云はざるなりさて雨水ころ

は人力の及をぬ事なれ田に水を灌くこと尤民の事業な

るを皇神等の依し奉と云るは顯にこそ人の引する水な

るを幽よて水分神の相預して其事能せしめ給へるが其

即水分神の天皇に奉り給ふ由あり

穎母汁母 講義云この穎にも穎は上に初穂とばと云る

其と指すにて第二詞に千穎八百穎爾奉置氏の詞を省り

またるなまどそまなりにに能く通ゆるなり

朝御食夕御食 講義云記日代宮段に朝夕之大御食と記さ
ま大神宮儀式帳に朝大御饌夕大御饌と作る當住不斷聞
食大御食と云ふ事を心得て宜しけれど尙考るに天皇の
供御を始て諸人の食物古昔より朝夕二度のまかりし
り大膳式新嘗祭條に當日給食料を記さきて其男辰日且
女卯日夕辰日且給之また辰日夕於省家給之なども見へ
て旦夕の二度より外無し

加牟加比 後釋云加は宇加之御魂と云ふ宇加の宇と省
けるにて食なす食の宇氣の宇と省けるにて加と氣とは
一つなり酒を佐加竹と多加といふ如く宇氣も上にある
時と宇加とも云へり牟加比は萬葉は歌に御食向とよめ

る向にて神に物を手向と云ふも同語なり牟久流へ令向
にて奉る方より云ふ詞。牟加布へそを受け給ふ方より云
ふ詞みれば加牟加比は食向にて御膳につき給ふを云な
り爾てふ詞は下の聞食へりけて云へり

長御食能遠御食 考云長も遠も祝言なり○講義云第八詞
よ此六御縣能生出甘菜辛菜手持參來氏皇御孫命能長御
膳能遠御膳登云々と見へたると同じ續けぞまなるが彼
へ菜蔬を以て長御膳の遠御膳といひ此は稻穀を以て長
御食の遠御食と云へるが其差異分明しうらてはえある
まじき事あるに依て朝餉夕餉に着坐す事を云るなり
赤丹穗爾聞食 考云丹はもと赤土をいふ且うの赤き餘光
を穗と云ふ萬葉に紅衣染雖欲着丹穗哉人可知などいへ

り扱こゝも御孫命の御病おほくまき大御顔の赤きを
申せり下の神賀に赤玉能御阿加良比坐ちふも同じこと
なり○講義云赤々豊明の明と同一く御食にまき御酒に
まき聞食と時ハ其精氣一身中に充滿て大御顔の麗はく
く赤らと坐す意なり丹ハ記に阿那邇夜志紀に憲哉美哉
一書に妍哉此云阿那邇惠夜神武天皇紀に妍哉此云鞅奈
珥夜マタ玉と爾と云ふ如く物の美麗ウツクシく美好ウツクシを云ふ
言はて凡て諸物の氣韻の云ひ知らざ微妙なるを句コトと云
ふなど此も同一穂ハ稻穂瑞穂などのほも元一つなり物
の精粹純粹あるを指と事にて秀眞國麻保呂麻などある
も同じ

諸聞食登宣

講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登宣

とある結びなり考に此の中らに擧し祝詞どもにハ略き
ていと始の文と此所とに云て事を終たりといへられたれ
ど然らずさるハ此祈年祭詞較て十段なるを各々其社ハ
そハ別なりけれ宣命を受賜ハることハ一同にする事ハ
る故に各自に異り乍ら其首尾ハ同度ドウドの事なる故に此を
混同マシマシにせるものあり

辭別 考云事を更に改めてかく云ふ事上の條に均し○講

義云此ハ上に擧たる諸祝詞に皇御孫命能宇豆能幣帛乎
稱辭竟奉とある其幣帛を取頒つ毎に宣る詞なり貞觀儀
式又四時祭式ともハ中臣進就座宣祝詞イハヒ毎一段畢祝部稱
唯宣訖中臣退出云々と見えて右の詞どもハ幣帛を頒る
ハより先に中臣此を宣るハ其後にあること故に辭別と

云て其境を分てり式儀式とも忌部二人率神部二人進
夾案立監頒幣事史以次唱御巫及諸社祝各稱唯云々とあ
れば此辭分えその幣帛の度に宣るなり然れば此一段は
忌部の宣るるべし諸社祝部稱唯とあればあり○今按
に此の稱唯ハ史の某々と呼ふに答ふるにて忌部の此詞
を宣る故にハあらじ忌部の宣る事別に證るければあり
猶考ふべし

忌部 考云齋部氏の神祖太玉命ハ万の大幣を司どきは磐
戸の前にて其事と執つ故其子孫大幣を奉り諸の社へ頒
つ事とと仕奉りぬ○記傳云忌部とハ神を奠祭る種々
乃物を作り又然らても凡て齋潔清在て事をかす職をい
ふ名あり○講義云忌ハ伊波布伊都などの伊はた悠紀由

志里。由麻波利などの由あり活きて嚴重に齋み慎む由な
り云々又物を忌避る事に用る語なるハ主と忌慎む事の
あるふ依てその他を避るなり

弱肩 後釋云弱肩とハ肩ハつおひ目にて折屈む所なる故
に弱とハ云なり今世言に腰を弱腰と云ふも肩と同く
腰もつおひめにて折かむ故にいふこと同じ

太多須支取掛氏 考云忌部ハ神事の時手行ある故に禪を
あくもり御膳に仕奉る男女の禪領巾を掛るお如く

持由麻波利 考云持はその幣帛を取まかなふより云べし
由ハ伊牟の約かり仍て古は齋む事を由と云り即ち下の
神嘗の條に持齋波里と書つ麻波利ハその美を延たる詞
なること上の宇其奈波里の下に云るに同じ○講義云記

傳伊豆能賣命の下に説れたる如く伊豆ハ汚垢ナガの滌被レて
明く清まりある意にて齋忌齋庭マなどの齋も伊豆と同意
にて語も本一ありと云れしはさる事にて古書どもに多
く齋字をも忌字をも當られしり其意上る忌部の忌に
其義同し麻波利ハ侍在の字の意にてこハ其齋清めたる
形状と云ふなるべし由麻波利ハ齋侍在清麻波利ハ清侍
在の義なること疑なし

仕奉留禮

講義云忌部の齋侍在て其事に勞き功しむ事を云
あり記傳に仕奉ハ上とる人に事ツクる業には萬事に云ふな
りといはれぬり

神主祝部等受賜氏

後釋云賜タガハ朝廷より出し給ふ幣帛を
受取を云ふ○講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登

宣と云ひし終ハなりその祝詞を畢て今は幣帛を頒行ハる
る所なるに依て受賜氏とは云り受賜ハるの受る方に付
て云ふ語なり

事不過 講義云其社々へ祈り奉らるゝ事あり譬へば御縣

神にハ菜蔬の事を乞申させ給ふに依てその祝詞あり其
幣帛あり山口神にハ宮材の事を祈申させ給ふに依て其
祝詞ありその幣帛あるが如く各々其天社國社の神等の
成し給ふ所の御徳を仰かせ給ふ由あり云々不過のあや
まづハ誤にて思えす其なす業の案外に惡く成行くを云
ふ語にて俗に間違と云ふに當れり云々中臣の祝詞を以
て宣り聞や忌部の幣帛を取り頒るゝを神主祝部どもに
忽卒に心得ること無く懇到に受賜ハれと令するなり

捧持氏奉 講義云祈年祭の頒幣を捧け持て神に奉れと令
するあり
宣 後釋云宣ハ何れも其祝詞と讀む者の宣聞するなり天
皇の詔ふ由に非ぞ

祝詞略解一之卷終

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三拾錢

著述人

東京府士族

久保季茲

原版主

全

平田胤雄

反刻出版人

大阪府平民

大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

